

YCV HOMEの提供に関する特定商取引法に基づく表示

YCV HOMEの提供に関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読み下さい。
 内容の詳細につきましては、「YCV HOME」に関する重要事項説明をご確認ください。

●提供事業者：

商号：横浜ケーブルビジョン株式会社
 本店：〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークウエストタワー10階
 代表者：代表取締役社長 京 克樹
 電話番号：0120-595-775

●提供サービス：

YCV HOME（以下「本サービス」といいます。）は、当社のインターネット回線を経由し、対象物件に設置するホームゲートウェイ及び関連端末を単独または組み合わせることで、お客さまのスマートフォン等の携帯端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

- ①カメラリモート ②センサーリモート ③赤外線家電リモート ④電子錠リモート ⑤電球リモート ⑥音声家電リモート

●提供価額：

(契約事務手数料)

新規契約時：3,000円（税込3,300円）

(月額基本料金)

(1) 月額利用料

月額利用料（ホームゲートウェイ1台ごと）※1	2,280円（税込2,508円）/台
------------------------	--------------------

当社が別に定める定期契約（第1種、第2種、第4種、第5種、第6種）と合わせて本サービスをご利用いただく場合、以下の月額利用料でご利用いただけます。

月額利用料（ホームゲートウェイ1台ごと）※1	1,500円（税込1,650円）/台
------------------------	--------------------

(2) 関連端末機器レンタル料

スマートコントローラー （家電コントローラー1台とスマートスピーカーGoogle Home1台のセット）	700円（税込770円）/セット
スマートロック	700円（税込770円）/台
IPカメラ※2	700円（税込770円）/台

※開始月は本サービスの機器の設置工事が完了した日（以下「提供開始日」といいます。）の翌日から日割りで計算した額を請求します。解約月は1か月分の月額基本料金を請求します。

※1 スターターキット（ドア窓センサー2個、スマートライト1個）が付属します。集合住宅の契約内容によってスターターキットが付属しない場合がございます。付属品を追加して利用することはできません。

※2 広域モーションセンサーが1個付属します。

※上記1、2は付属品を追加して利用することはできません。

(3) 設置工事費

ホームゲートウェイ設置工事費（1世帯あたり）	6,000円（税込6,600円）
スマートコントローラー	10,000円（税込11,000円）/セット
スマートロック	40,000円（税込44,000円）/台
IPカメラ	10,000円（税込11,000円）/台

(4) 解約撤去工事費

ホームゲートウェイ撤去工事費（1世帯あたり）	6,000円（税込6,600円）
スマートコントローラー	5,000円（税込5,500円）/セット
スマートロック	別途見積

IPカメラ	5,000 円 (税込5,500円) /台
-------	-----------------------

(5) カード発行手数料

非接触型ICメディア(カードキー)	1,000円 (税込1,100円) /枚
-------------------	----------------------

●申込方法：

お客さまが本サービスへの加入申し込みをする場合は、当社が指定する本サービス加入契約約款（以下「本約款」といいます。）を承認し、当社の指定する方法により所定事項を当社に通知することで申し込みとし、当社がこれを承諾することにより本サービスの利用契約が成立するものとします。

●提供期間：

本サービスの提供期間は、提供開始日から本サービスの利用契約が終了するまでです。設置工事の日程については別途当社よりお知らせいたします。

●支払方法および支払時期：

申込書に記載した方法にてお支払いください。なお、お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始月が遅れることがあります。

●契約の解除に関する事項：

【クーリング・オフについて】

1. 本書面を受領した日から8日を経過する日までに当社に書面でお申し出いただければ、利用契約を解除することができます。
2. 1にかかわらず、当社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途当社が作成しますクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが当社から受領した日から8日を経過する日までに当社に書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたときに効力が生じます。
4. 1のクーリング・オフがあった場合、
 - ① 当該金額は、場合によっては支払いを停止することができず、YCVのご利用料金などと共に、一旦ご登録のクレジットカードもしくは口座振替でのご請求が発生いたします。その場合、お支払いいただいた当該金額はお客さまのYCVサービス利用料より差し引く方法により返金させていただきます。1か月で全額を差し引けない場合は、残額について2か月目以降の利用料より差し引かせていただきます。なお、直接お振込みの方法による返金のご希望がございましたらお申し出いただきますようお願いいたします。
 - ② 当社は、クーリング・オフに伴い発生する当社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。
 - ③ 既に利用契約に基づき本サービスの提供がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払を請求することはありません。
 - ④ 既に料金等がお客さまより支払われているときは、当社は速やかにその全額を返還するものとします。
 - ⑤ 利用契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。

●制限事項：

※契約は、1世帯につき1契約とします。

※本サービスの提供には、当社インターネットサービスのご契約が必要です。

●特記事項：

クーリング・オフによる利用契約解除期間経過後、本サービスの利用開始日の属する月を1と起算して6か月以上本サービスを利用し続けた場合、設置工事費を免除いたします。

担当者名	
------	--